

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

9

協会けんぽ 2020(令和2)年度決算のお知らせ

2021 September
NO.518

- 「被扶養者状況リスト」の提出のお願い
- 9月分保険料から新しい標準報酬月額で計算・控除を
- 保険料は納付期限までの納入を
- 日本年金機構を装った不審なメール・SNSにご注意を
- 10月の出張年金相談



水面の詩 (撮影：水戸植物園 (水戸市))：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

協会けんぽ 2020(令和2)年度決算のお知らせ

2020年度の決算のポイント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う協会けんぽ加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等により、**協会けんぽ発足以来初めて保険給付費**(特に、医療機関に支払う「医療給付費」)が前年度より減少しました。一方で、**経済状況の悪化により保険料収入が減少**しましたが、**保険給付費(支出)の減少額が保険料収入の減少額よりも大きかった**ため、前年度と比べ収支差が784億円増加しました。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2020年度決算

| 医療分

収入	10兆7,650億円	(▲1,047億円)
支出	10兆1,467億円	(▲1,831億円)
収支差	6,183億円	(+784億円)
準備金	4兆103億円	(+6,183億円)

※()内は、対前年度比。

保険給付費 61.0%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への 拠出金等 36.1%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約4割を占め、重い負担になっています。2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

健診・保健指導経費 1.1%

協会事務費 0.6%

その他の支出 1.2%

支出
約10.1兆円

保険料収入 87.9%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

収入
約10.8兆円

国からの補助金 11.8%

その他の収入 0.3%

Q. 2020年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は安心なのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- ・ 経済状況の先行きが不透明であることから、今後の保険料収入の見通しも不透明です。
- ・ 一方で、支出面では、**医療給付費は**、加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等によって2020年4、5月に大幅に減少しましたが、徐々にコロナ禍前の水準まで戻りつつあります。
- ・ また、2022年以降、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者が増加することによって、**高齢者医療への拠出金等の増加**が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

みなさまの保険料負担軽減のために 「被扶養者状況リスト」の提出のお願い

10月下旬から11月中旬にかけて「被扶養者状況リスト」を事業所へお送りいたします。被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

◇ 確認の対象となる方

令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、
事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

◇ 扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届、該当する方の保険証

◇ 添付書類について

- ・被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ・海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

◇ 令和元年度の実績

- ・扶養解除者数 約6.8万人
- ・高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約1億円

提出期限
令和3年
12月20日(月)

茨城県公式健康活動アプリ 「元気アップ!りいばらき」を活用しましょう

ダウンロード
無料

茨城県では、健康長寿日本一の県を目指しています。健康づくりの一環として、アプリを活用して日ごろの運動不足を解消してみませんか？

ポイントを貯めて景品をゲットしよう

ウォーキング

サイクリング

健診受診

食生活

など

アプリを通して、ウォーキングやランニングなどの健康づくりのための活動を行い、ポイントをゲットしましょう！貯めたポイントは景品の抽選イベントに使うことができます。

- 8,000P貯めると…県産品等5,000～10,000円相当
- 5,000P貯めると…各種景品3,000～5,000円相当
- 1,000P貯めると…クオカードなど500円相当



従業員の健康づくりに

アプリ上で団体参加用のIDを発行することで、グループや企業単位で参加することができます。団体登録を行うことで、グループメンバー同士での活動内容の確認のほか、グループ単位でのランキングを競うことができます。健康経営の一環として、従業員の健康促進としてもご活用ください。



元気アップ!りいばらき

元気アップ!りいばらき

検索

iPhone 版



App Store
からダウンロード



Android 版



Google Play
で手に入れよう



アプリに関するお問い合わせ先 0570-077-122



【みなさまへのお願い】 協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500 (代表)

申請書のダウンロードができます。
申請書の記入方法のポイントも公開中です！

協会けんぽ 茨城

検索

日本年金機構からのお知らせ

令和3年9月分の保険料から 新しい標準報酬月額で計算し控除してください

本年7月に提出していただいた「算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇給や降給などにより月額変更にあたる場合を除き、令和3年9月分から令和4年8月分までの1年間の保険料や保険給付額の基礎となります。

○ 新しい保険料の控除はいつから

保険料の控除は、原則、前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。したがって、新しく決定された標準報酬月額による保険料控除は、令和3年10月に支払われる給与からとなります。

○ 年金支給額が変わる場合があります

在職中で老齢厚生年金を受給されている方は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額停止になる場合があります。

○ 被保険者の方に通知してください

事業主の方は、標準報酬月額の決定または改定等があった場合は、その内容を速やかに被保険者へ通知することになっております。

通知方法は任意ですが、明確かつ確実に通知するようお願い致します。

社会保険料は納付期限までの納入をお願いします

社会保険料は事業主と被保険者が折半で納め、その保険料は健康保険の給付や医療費、介護保険の介護サービス、厚生年金保険の年金給付に充てられる非常に大切な財源となっています。制度の趣旨をご理解のうえ、保険料は必ず納付期限内に納めていただきますよう、事業主の皆様のご協力をお願いします。

保険料

健康保険・厚生年金保険の保険料は、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に保険料率をかけて計算され、事業主と被保険者が半分ずつ負担します。

毎月の給与から徴収される保険料

介護保険に該当しない被保険者の健康保険料 = 標準報酬月額 × 健康保険料率 (9.74%)

介護保険に該当する被保険者の健康保険料 = 標準報酬月額 × [健康保険料率 (9.74%) + 介護保険料率 (1.80%)]

厚生年金保険料 = 標準報酬月額 × 厚生年金保険料率 (18.3%)

賞与等から徴収される保険料

介護保険に該当しない被保険者の健康保険料 = 標準賞与額 (年度累計573万円) × 健康保険料率 (9.74%)

介護保険に該当する被保険者の健康保険料 = 標準賞与額 (年度累計573万円) × [健康保険料率 (9.74%) + 介護保険料率 (1.80%)]

厚生年金保険料 = 標準賞与額 (支給1回につき150万円が上限) × 厚生年金保険料率 (18.3%)

○子ども・子育て拠出金（全額事業主負担）・・・0.36%

- ※健康保険料率は令和3年3月からの料率です。
- ※介護保険の該当被保険者とは、40歳以上65歳未満の第2号被保険者です。
- ※標準賞与額とは賞与支給額の1,000円未満の端数を切り捨てた額となります。
- ※子ども・子育て拠出金については、事業主が全額負担することとなります。

保険料は月単位

健康保険や厚生年金保険などの保険料は月単位で計算され、月途中の入退社でも日割り計算はされません。なお、同一月内に被保険者資格を取得・喪失し、同じ月内に国民年金の被保険者または社会保険の適用事業所に再就職した場合、厚生年金保険料の納付が不要となります。ただし、健康保険料や介護保険料は徴収しなければなりません。

給与からの被保険者分控除

事業主は、被保険者に支払う給与から被保険者負担分の保険料を控除する場合、前月分の保険料を控除します。例えば9月分の保険料は10月に支払う給与から控除してください。

納付義務

事業主は、事業主負担分の保険料と合わせて納付期限までに納めなければなりません。なお、保険料の納入は口座振替が便利です。

1円未満の端数処理

被保険者負担分の保険料に1円未満の端数が生じた場合、事業主と被保険者との間に特約を結んでいない限り、次のように取り扱います。

●源泉徴収する場合

事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

●源泉徴収しない場合

被保険者が被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

詳しくは下記年金加入者ダイヤルまたは管轄の年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

事業所、厚生年金加入者向け

0570-007-123 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-6837-2913 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8：30～午後7：00
第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～
1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構を装った不審なメール・SMSにご注意ください。

日本年金機構を装い、お客様の個人情報を盗み出そうとするメール（ショートメッセージサービス（SMS）を含む。以下同じ）や不審なサイトへ誘導しようとするメールが確認されておりますので、ご注意ください。

例1

日本年金機構のロゴマークを使用し、日本年金機構年金払戻管理局、払戻返金部門等、日本年金機構に存在しない部署の名前を騙り、年金の残額を振り込む名目で、お客様のお名前、口座番号等の情報を返信させようとするメール

日本年金機構では、メールでお客様の口座番号等をお尋ねすることはありませんので、ご注意ください。

例2

日本年金機構とは全く関係のない不審なサイトへ誘導しようとするメール

日本年金機構ではSMSによるお知らせ（携帯電話やスマートフォンの電話番号あてのメッセージの送信）は行っておりません。送信元のメールアドレスを確認してください。日本年金機構からのメールは、送信者アドレスが「xxx@xxx.nenkin.go.jp」となっております。

日本年金機構から送るねんきんネットに関するメールには電子署名を添付しています（お客様からの利用申請等を契機に送信するメールや携帯電話向けの電子メールには、電子署名は添付されません）。電子署名付きの電子メールを受信した際は、セキュリティ警告が出ていないか確認してください。メール内容等に不審な点を感じる場合は、メール記載のリンク先をクリックしないようにしてください。なお、不審なメールを発見した場合は、「日本年金機構へのご意見・ご要望」へご連絡をお願いします。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による10月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

10月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	5日(火) 10:00～14:00	大子町役場
	7日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	20日(水) 10:00～15:00	常陸大宮市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	14日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	28日(木) 10:00～14:30	神栖市商工会本所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	7日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	22日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	14日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	20日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	19日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。